

平成29年度第11回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第1号）

平成30年3月8日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録指名議員の指名

2番 森田 優二 君

7番 藤川 博和 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

3 監査報告

第 3 報告第 14号 専決処分の報告について

第 4 報告第 15号 専決処分の報告について

第 5 報告第 16号 専決処分の報告について

第 6 報告第 17号 専決処分の報告について

第 7 議案第 63号 御船町総合計画第12期基本計画の変更について

第 8 議案第 64号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第 65号 御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 66号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 67号 御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第12 議案第 68号 御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第13 議案第 69号 御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

第14 議案第 70号 御船町公共施設等整備基金条例の制定について

第15 議案第 71号 御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正す
る条例の制定について

第16 議案第 72号 御船町立社会教育センター施設の配置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

- 第17 議案第 73号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 74号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 75号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 第20 議案第 76号 御船町地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第 77号 御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第 78号 御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第 79号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第 80号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第 81号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第 82号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第6号）について
- 第27 議案第 83号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第 84号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第 85号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第 86号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第31 議案第 87号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

について

第 3 2 議案第 8 8 号 平成 2 9 年度御船町情報通知基盤施設運営事業特別会計補正予算
(第 3 号) について

第 3 3 議案第 8 9 号 平成 2 9 年度御船町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について

第 3 4 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度御船町一般会計予算について

第 3 5 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

第 3 6 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度御船町介護保険事業特別会計予算について

第 3 7 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

第 3 8 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

第 3 9 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

第 4 0 議案第 9 6 号 平成 3 0 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算につ
いて

第 4 1 議案第 9 7 号 平成 3 0 年度御船町水道事業会計予算について

第 4 2 議案第 9 8 号 債権の放棄について

第 4 3 議案第 9 9 号 御船町スポーツセンター指定管理者の指定について

第 4 4 議案第 1 0 0 号 町道の路線廃止について

第 4 5 議案第 1 0 1 号 町道の路線廃止について

第 4 6 同意第 3 号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 4 7 陳情第 1 2 号 吉無田高原における乱開発及び無秩序な土地取引行為防止に關す
る陳情について

追加日程第 1 議案第 1 0 2 号 平成 2 9 年度御船町一般会計補正予算 (第 7 号) について

追加日程第 2 議案第 1 0 3 号 平成 2 9 年度御船町水道事業会計補正予算 (第 5 号) につ
いて

追加日程第 3 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 4 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 5 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 6 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 7 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 8 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第9 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 蕙 君	2番 森田 優二 君
3番 岩永 宏介 君	4番 中城 峯視 君
5番 福永 啓 君	6番 田上 忍 君
7番 藤川 博和 君	9番 塚本 勝紀 君
10番 田中 隆敏 君	11番 沖 徹信 君
12番 井本 昭光 君	13番 岩田 重成 君
14番 田端 幸治 君	

3 欠席議員（1人）

8番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 惠典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福 祉 課 長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建 設 課 長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成29年度第11回御船町議会定例会3月会議を再開します。

8番、池田浩二議員より3月会議欠席の申し出がっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、森田優二君、7番、藤川博和君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を2月27日に開催し、各種案件、定例会3月会議の進行等について協議を行いました。第11回御船町議会定例会3月会議の議事日程は、3月8日から同月16日までの9日間と決定しました。

議会全員協議会を3月2日に開催し、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、2月16日は熊本県町村議会議長会第68回定期総会が熊本市において開催されました。はじめに、全国町村議会議長会から表彰状の伝達と熊本県町村議会議長会からの表彰が行われ、その後、議案の審議に入り、平成28年度の会務報告及び決算認定並びに平成30年度の予算案等が提出され、異議なく原案のとおり承認されました。また、平成28年熊本地震及びその後発生した豪雨災害からの復旧・復興と、地方創生の実現のため全力で邁進することの宣言や国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別な立法措置を含め、東日本大地震を踏まえた特別の措置を講じるなどの特別決議が朗読され、併せて承認をされました。

次に、3月2日に議会アドバイザーであります新潟県立大学の国際地域学部、田口一博准教授を講師として、議会アドバイザー、モニターの合同会議を行いました。議員のなり手不足と議会の活性化についてと題して講演いただき、はじめに震災から2年を振り返

り、言うまでもなく首長は執行機関であり、議会は議事機関、二元代表制のもと、執行期間の追認機関とはならず議会議員としてどれだけ町に貢献できたのか、外に対して情報が発信できたのか、最後には町村議会のあり方に関する研究会、小田切座長のもと、地方議員のなり手を確保する目的で論議がされていますが、議員のなり手不足として、議会議員だからできることを若者に伝えていき、議会に魅力を感じてもらうことが議員のなり手不足を解消する第一歩であると言及されるなど、参加者全員が主体的に参加するワークショップ方式での会議となりました。

次に、一部事務組合議会関係では、御船町・甲佐町衛生施設組合定例会議会、上益城広域連合議会定例会、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会及び御船地区衛生施設組合議会定例会がそれぞれ開催をされました。その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条2第3項の規定による例月現金出納検査1月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりであります。

最後に、平成30年度予算審議を臨むにあたり、町民の代表機関として熊本地震からの復旧をさらに加速させると同時に、将来に向けた希望あるまちづくりにつながる予算となりえるべく、皆様の闊達な議論をお願いし、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

#### ○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まずはじめに、総務課について報告します。

平成28年熊本地震の復旧復興業務に係る人員不足に対し、全国知事会などを通じて地方自治法に基づく中長期的な職員派遣を要請しているところですが、平成30年度は12名の要請に対し3名の内定に留まっています。職種別内訳として、土木技術職が9名の要請に対し3人、これは山口県から2名と湯前町から1名です。建築士は、2名の要請に対して0、保健師も1名の要請に対して0となっています。なお、山江村から上半期1名、五木村から下半期1名、いずれも一般事務職を派遣していただく予定となっております。派遣職員の未充不足分については、任期付き職員の任用で対応することとしており、現在7名程度の任用に向けて事務を進めています。

次に、税務課について報告します。

平成30年度県民税、国民健康保険税申告を2月15日から3月15日までの期間、カルチャ

ーセンター、ホワイエにおいて行っています。平成30年固定資産評価替えに伴う固定資産課税台帳の縦覧期間は、平成30年4月2日から5月31日までの期間で実施します。国保の広域化に伴う国民健康保険税条例の改正については、現在税率等を改訂中のため、3月末の専決処分を行い、6月定例会で報告する予定です。また、収納対策としては、滞納者に年度内納付を呼び掛け、預金差し押さえ等を実施しながら滞納整理を強化していきます。

次に、こども未来課について報告します。平成30年度町立保育園、私立保育園、認定こども園の入所申し込みに係る利用調整を終え、2月末に各保護者へ入所内定通知を発送しました。町内の保育所及び認定こども園の総入所定員785名に対し、746名の入所決定を行いました。新年度当初において、御船町では待機児童が発生することはありませんでした。

次に、高木保育園の引受法人南苑会による新園舎建設について報告します。

順調に工事が進み、3月7日から各種検査に入り、予定より1週間早く南苑会への施設引き渡しができる予定です。また、1月から南苑会との合同保育及び事務引き継ぎを行い、保護者に対する保育運営方針及び入所説明会も無事終了しました。3月25日には、保護者や子どもたちへの新園舎内覧会も予定されており、万全な体制をもって民間へ移行していきます。このことにより、御船保育所条例の一部を改正する条例を本定例会に提出しますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

次に、農業振興課について報告します。平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗につきましては、2月28日現在で497件の工事発注を行いました。また、熊本地震復興基金による農地及び農業用施設の自力復旧支援事業についても、現在、221件の申請があり、復旧が進んでいます。被災農業者向け経営体育成支援事業につきましても、年度内の完了に向け、各経営体の進捗状況を把握しながら事業を推進していきます。

次に、商工観光課について報告します。

吉無田高原緑の村キャンプ場、ドームハウスにつきまして、施設の名称が緑の村星の森ヴィラに決定しました。今後の工事の進捗管理を徹底するとともに、予約受付の準備を進め、スムーズなオープンと運営ができるよう体制の構築を図っていきます。

次に、御船町特産品いさぎについて報告します。

3月15日に第2回目の認定審査会を行う予定です。その審査会により、新たに認定された商品をホームページ、広報等により周知し、ふるさと納税の返礼品や贈答品としても利用していただけるよう知名度アップと販路拡大に向けて取り組んでいきます。地方創生加

速化交付金事業の化石発掘体験は、本年度末まで開催し、目標の5,000人を上回る参加者が予想されます。周遊チケットの販売効果も表れ、協力飲食店舗も増えており、来年度からスムーズに観光協会へ移行できるよう体制を整えていきます。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅について、古閑迫地区について。5月上旬から宅地整備工事に着手し、平成31年3月の完成を予定しています。1丁目地区については、平成31年9月ごろの完成を予定しています。なお、未決定の地区については、準備が整い次第、用地買収契約の交渉に入ります。現在、災害公営住宅の仮申し込みの受け付けを実施しており、当初の整備戸数を上回る申し込みがあつていることから、今後計画の変更を検討する必要があると考えます。

次に、大規模盛り土造成地活動崩落防止事業について報告します。1月に4件の発注を完了したところであり、残りの26件については、3月に3件の発注を予定しています。また、残りの23件については、平成30年度に順次発注することとしています。公営住宅災害復旧事業について、玉虫団地の未着工であった3工区のすべてが1月末に完了しています。

次に、平成28年4月の熊本地震災害、同年6月の梅雨前線豪雨に係る公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について報告します。平成30年2月9日現在、発注状況は264件の23億8,303万9,000円、発注率で全体の約80%となっています。うち工事完成進捗状況は147件、8億2,656万2,000円、新着率約28%となっています。

次に、環境保全課について報告します。

熊本地震による倒壊家屋等の先行解体及び公費解体は、1,719棟の申請がありました。内訳は、先行解体が183棟、公費解体が1,536棟となっています。2月28日現在の合計棟数は1,520棟の99.1%で、3月末までにすべての解体が完了する予定です。また、熊本地震による公共下水道施設災害復旧工事についても、申請箇所すべて3月末に完了します。

次に、学校教育課について報告します。先月から引き続きインフルエンザが猛威を振るい、各学校で学級閉鎖が相次ぎました。また、木倉小学校、七滝中央小学校、御船中学校と研究発表が続き、1年間進めてきた研究の発表に向けて教職員と子どもたちが一体となって取り組みました。熊本地震で被災した小坂小学校教室等の改修工事については、3月末の竣工に向けて急ピッチで進めています。

次に、社会教育課について報告します。

熊本地震により被災した御船町スポーツセンターのプールと外壁等の復旧工事が完了し、3月3日から全館利用を再開しています。また、スポーツセンター復興記念イベント、フネっピースポーツまつりを3月18日に開催します。皆様の御参加をお待ちしています。

次に、第44回熊日郡市対抗男子駅伝大会が2月11日に開催され、御船町から2名の選手が出場しました。結果は、昨年の10位から4位という好成績でした。若い選手が多く、来年度も期待ができる走りを見せてくれました。

次に、2月24日に平成29年度御船中学校地域未来塾の閉校式が行われました。受講した生徒たちは、この塾で学んだものを将来に役立ててほしいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

平成30年3月議会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、平成28年熊本地震から2年が経過しようとしています。本町においては、未だ720世帯以上の皆様が仮設住宅等で生活を送っておられます。発災当初から被災者の生活支援をはじめ、補正予算編成等、迅速な対応と適切な財政措置を講じ、応急仮設住宅の許容期間の延長も国に要望を行い、被災地の実状を踏まえた対応を行ってきました。現在、平成29年3月に策定した御船町震災復興計画に基づき、町民・地域・団体・企業・議会・行政が一丸となったオール御船で総力を挙げて早期の復旧・復興を目指し、創造的復興の実現に向けた歩みを進めております。平成30年度も、まずは町民生活の早期安定につながる復旧・復興事業を最優先に実施するとともに、本町の将来を見据えたまちづくりに挑戦していきます。

復興は、単に震災前の元の姿に戻すだけでなく、子どもたちから高齢者まで、夢を持って住み続けられることができ、未来へつながる創造的な復興が求められています。今回の震災を契機に、自然や歴史、文化等の御船町固有の地域資源を最大限に生かして、新しい御船町を創造していきます。

しかしながら、復旧・復興を着実に進めていくためには、中長期的な財政支援をはじめとした多大なる国や県の支援も不可欠であります。議会の皆様にも強力な御支援をいただき、国・県等への要望にも御協力をお願いしたいと存じます。

平成30年度、町政運営。熊本地震から約2年となり、復旧・復興は着実に進んでいるものの、今後、町民の本格的な生活再建が待ち受けており、復旧・復興には多くの時間と財

源が必要であります。

このような中、町政運営にあたっては、平成29年3月に策定した御船町震災復興計画に定めた将来像、「みんなが夢を持って住み続けられるまち」の実現に向けたまちづくりとして、被災者の生活再建、地域コミュニティの再生、災害に強いまちづくり、公共施設の復旧、産業の発展の5つの施策分野について重点的に取り組んでまいります。

それでは、震災復興計画に沿って、平成30年度重点施策の概要について申し上げます。

被災者の生活再建について。御船町においては、熊本地震で多くの建屋の被害、農業用施設、企業や店舗等が被災し、生活基盤や地場産業に甚大な被害を受けましたが、発災後、約2年が経過し、国や県及び関係機関から多大なる御支援をいただき、少しずつではありますが着実に進んでまいりました。しかしながら、今後国や県からの支援が先細りしていく中で、町民の皆様のご自立・生活再建が本格化してきます。町として今後も引き続き仮設住宅入居者及びみなし仮設住宅入居者などの困窮的な住まいの確保や被災者の生活を見守るなど、被災者が立ちあがり安心して暮らせるようきめ細かな取り組みを順序よく、着実に進めていきます。

地域コミュニティの再生について。

今回の地震で住み慣れた地域からの人口流出をはじめ、公民館の集会所等のコミュニティ拠点も被害を受けました。少子高齢化が進行している中で、既存集落の維持、機能強化を図り、つながりの構築に向けた取り組みを進めて、共に支え合う地域の実現を目指します。

災害に強いまちづくりについて。

今回の熊本地震により、町民の防災に対する関心は高まる一方です。近年の自然災害の特徴として、予想困難で、なおかつ短時間のうちに甚大な被害が発生するものが多いことが上げられます。このことから、万が一の災害に備え、防災行政無線の早期完成と消防団詰め所建設や防災備蓄センター建設に着手します。

また、災害発生時における地域との連携や協力体制を一層強化し、地域防災力の向上に努めてまいります。

公共施設の復旧について。

熊本地震により被災した道路、橋梁、公営住宅等について、3年目を迎えますが、まだ町民生活に大きな支障をきたしている状況にあります。平成30年度も民間コンサルや任期

付き職員の雇用を確保し、早期完成に向け、県・関係機関と連携を強化し、整備を進めてまいります。

産業の発展について。

熊本地震からの創造的な復興を果たし、町全体栄えるためには、産業の振興は欠かせません。特に御船インターチェンジ周辺への企業誘致については、県の企業誘致関連部署との連携強化や町内組織体制の強化を図るとともに、私自身も積極的にトップセールスを行い、誘致活動を発展してまいります。

また、本町の基幹産業である農業については、熊本地震より未だに農地や水路等の復旧を見込めないでいる地域が多く、点在しています。施工業者の確保に努め、早期完成に努めます。

平成30年度当初予算編成について。

昨年12月に国が発表した平成30年度地方財政措置によると、地方一般財源総額は、子ども子育て支援や地方創生等の重要な課題に取り組みながら、地方公共団体が安定的な財政運営が行えるよう、平成29年度を上回る額が確保されたことからであります。その一方で、地方公共団体の重要な財源である地方交付税については、景気回復に伴い、地方税の増収が見込まれるなどの影響により、前年度と比較して2%の減額とされました。本町の財政状況を見ますと、これまで行財政改革に伴う職員数の削減や補助金の縮小、シーリングの実施等により、財政調整基金を少しずつではありますが積み増すことができ、起債残高の縮小にも努めてまいりました。しかしながら、平成28年熊本地震対応のため、莫大な行政需要が生じ、巨額の予算編成を余儀なくされ、一時期は財政調整基金も枯渇し、危機的な財政状況に陥りました。国における補助率増高や交付税措置などの支援で最悪の事態は免れましたが、今現在も明らかに体力を上回る財政運営の真っ直中にあります。また、真の意味での震災からの創造的復興を実現する取り組みは、まだ始まったばかりであり、来年度以降もこの流れをさらに強く、大きくし、これを契機に御船町の将来的な発展につなげていく必要があります。しかしながら、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況に変わりはなく、国の動向に左右される不安定な財政状況であります。平成28年度決算においては、本町の財政健全化を示す実質公債費比率、将来負担比率等は、県下市町村で比較すると依然として下位に位置しています。また、普通交付税の縮減や熊本地震等の影響から、経営収支比率も大幅に悪化し、財政構造の弾力性を失いつつあります。財政調整

基金が約4億円減少した一方、これまで減少していた地方債現在高は、平成28年度末では約103億円となり、確実に財政状況は悪化の傾向にあります。このような厳しい財政状況の下での平成30年度予算であります。町税の歳入総額は住民税の増加を見込み、前年度の当初予算と比較して5,938万円増の13億6,095万円を計上しました。歳入の約3割を占める地方交付税のうち普通交付税において、国における地方交付税総額の減少の影響はあるものの、平成29年度見込み額に熊本地震に係る地方債償還に対する交付税措置分を加えた24億504万円と見込みました。また、特別交付税は、通常分に災害対応経費など特別な財源需要に加え3億6,327万円と見込み、交付税全体として27億6,832万円を計上しました。普通交付税と特別交付税を合わせると、前年度と比較し約3億円の大増額が見込まれておりますが、歳入全体としては、一般財源の確保が極めて厳しい状況にあることから、不足する財源について、財政調整基金などから繰入金に頼らざるを得ない状況になっております。

一方、歳出におきましては、熊本地震の継続的な事業である災害公営住宅建設や宅地耐震化関連経費、農地農業用施設災害復旧経費に加え、少子高齢化の進展に伴う介護や福祉、子育て支援対策などの社会保障費経費について多額の財政需要が見込まれているところであります。

このような状況の中で、平成30年度の予算編成にあたりましては、限られた財源と人員を最大限生かせるよう、通常の業務事業については廃止を含めた見直しを行い、真に必要かつ適時適切と認められるものに限って予算を編成したところであります。なお、熊本地震に係る復旧・復興の取り組みに対し、52億3,736万円を計上しており、平成30年度一般会計予算総額の44%となりました。このほか、地方創生に要する経費として、地域おこし協力隊員経費や移住定住推進事業経費などを計上しております。

子ども子育て支援につきましては、子育てと仕事が両立できるよう学童保育施設の環境整備に着手するとともに、きめ細かな取り組みを推進して、子育てしやすい町の実現を目指します。

町道整備につきましては、地震、豪雨災害からの復旧が最優先となっておりますが、安全な交通の確保と生活環境を図ることを目的として、老朽化した路面等の改良など地域の実状に応じた効率的かつ効果的な道路整備を推進します。

以上のような考えを基に予算を編成した結果、平成30年度予算総額は、一般会計が120億1,015万円で、前年度と比較しますと19億8,222万円、14.2%の減となりました。しかし

ながら、この予算総額は震災前、平成27年度の約2倍にあたり、依然として大きな規模が続いています。なお、国民健康保険特別会計など6つの特別会計の予算総額は、前年度予算対比4.3%減の51億460万円、企業会計である水道事業会計は15.3%増の7億4,626万円となります。全会計での予算総額は、前年度予算対比10.6%減の178億6,102万円となりますが、引き続き全町を上げて着実な執行に努めてまいりたいと考えています。

終わりに、熊本地震からの復興に全力で取り組むことが必要な中、人口減少、超少子高齢化などの問題を抱え、地方自治体の運営はますます厳しさを増すばかりです。このような中において、熊本地震からの創造的復興には、企業誘致は欠かせないものと考えています。現在、木倉地区5ヘクタールと御船インター東側11ヘクタールへの誘致を進めており、平成30年度から庁内に企業誘致関係部署の創設をはじめとする関係部署の組織体制を強化し、国・県と連携を図りながら誘致の成功へ導きたいと考えております。また、企業誘致は、町民の雇用や経済の波及効果も期待でき、町財政に及ぼす影響も大きいと期待しています。熊本地震の被災自治体である御船町が勝ち残るためにも、また私たちの子ども、孫のためにも、この企業誘致に対し町議会議員の皆さんの強力な御支援と御協力をお願いしたいと存じます。

以上、平成30年度の重点施策と予算の概要を申し上げます。

町議会におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（田端幸治君） 次に、平成29年度定期監査に関する監査委員の報告を行います。

山下誠雄代表監査委員。

○代表監査委員（山下誠雄君） 平成29年度定期監査の結果を報告いたします。

地方自治法第199条第1項第2項及び第4項並びに御船町監査委員に関する条例第2条の規定に基づき、当町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行いました。

平成29年11月30日から平成30年1月17日までの期間の間、関係部署へ質疑は13日間行いました。監査の結果につきましては、お手元に配布しております定期監査の報告書のとおりでございます。

平成30年3月8日、御船町監査委員、山下誠雄、同じく沖徹信。

以上でございます。



- 日程第3 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第63号 御船町総合計画第12期基本計画の変更について
- 日程第8 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第65号 御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第66号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第68号 船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第69号 御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 御船町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第15 議案第71号 御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第72号 御船町立社会教育センター施設の配置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第73号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第74号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第75号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第76号 御船町地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第77号 御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第 78号 御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 79号 御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 80号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 81号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 82号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第27 議案第 83号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第 84号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第 85号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第 86号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第 87号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第 88号 平成29年度御船町情報通知基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 議案第 89号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第 90号 平成30年度御船町一般会計予算について
- 日程第35 議案第 91号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第 92号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第 93号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第 94号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第 95号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第40 議案第 96号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

日程第41 議案第 97号 平成30年度御船町水道事業会計予算について

日程第42 議案第 98号 債権の放棄について

日程第43 議案第 99号 御船町スポーツセンター指定管理者の指定について

日程第44 議案第100号 町道の路線廃止について

日程第45 議案第101号 町道の路線廃止について

日程第46 同意第 3号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第14号、「専決処分の報告について」から、日程第46、同意第3号、「御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について」まで、44件を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第14号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第2号、町道万ヶ瀬原線の事故における損害賠償額の決定について。

報告第15号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第3号、町道中央線の事故における損害賠償額の決定について。

報告第16号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負計変更契約の締結について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第4号、工事請負変更契約の締結について。

報告第17号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第5号、工事請負変更契約の締結について。

議案第63号、御船町総合計画第12期基本計画の変更について。御船町総合計画第12期基

本計画を別紙のとおり変更する。

提案理由。御船町総合計画基本計画の変更については、御船町議会基本条例第12条第1項及び御船町総合計画策定条例第5条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第64号、工事請負契約の締結について。災害関連地域防災崖崩れ対策（上野①）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第65号、御船町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。御船町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町立高木保育園を平成30年4月1日から民営化にし、閉園するため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第66号、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。特別職の非常勤職員に係る報酬について、他の組織との均衡を図るため、報酬額を見直す必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第67号、御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。現在の御船町の職員数に鑑み、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第68号、御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。嘱託員の円滑な運営を図るため、区内調整員を置くことができることとするため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第69号、御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について。御船町平成28年熊本地震復興基金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。平成28年熊本地震による災害からの早期復興を図るための基金を設置する必

要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第70号、御船町公共施設等整備基金条例の制定について。御船町公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。新規及び老朽化等により、今後見込まれる公共施設等の整備に係る費用の財源を確保するため、新たに基金を設置する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第71号、御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本町条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第72号、御船町立社会教育センター施設の配置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町立社会教育センター施設の配置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

提案理由。平成28年熊本地震で被災した旧滝水中学校体育館及び旧七滝中学校体育館を解体撤去したため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第73号、御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。国民健康保険の都道府県化に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第74号、御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。第7期御船町介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第75号、御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について。御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。介護保険法の改正に伴い、平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移行されるため、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第76号、御船町地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第77号、御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第78号、御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第79号、御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する

法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備に関する政令施行に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第80号、吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。吉無田高原緑の村のキャンプ場に新たに宿泊施設を整備することに伴い、運用の一部を変更するため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第81号、御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。御船町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。手数料体系の適正化を図るため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第82号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第6号）。平成29年度御船町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億1,348万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億5,920万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表「継続費」による。

繰越明許費。第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表「繰越明許費」による。

債務負担行為補正。第4条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為補正による。

地方債補正。第5条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表「地方債補正」による。

議案第83号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ156万1,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,088万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第84号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,442万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,228万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第85号、平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,097万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,907万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第86号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）。平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,504万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第87号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,545万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,826万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使

用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方自治法230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

議案第88号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ51万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億345万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第89号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）。

総則。第1条、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成29年度御船町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億1,077万8,000円は過年度分損益勘定内部留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

議案第90号、平成30年度御船町一般会計予算。平成30年度御船町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120億1,015万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は20億円とする。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予

算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

議案第91号、平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計予算。平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億4,260万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円とする。

議案第92号、平成30年度御船町介護保険事業特別会計予算。平成30年度御船町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億2,994万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円とする。

議案第93号、平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算。平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,126万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円とする。

議案第94号、平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計予算。平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,271万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500万円とする。

議案第95号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計予算。平成30年度御船町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,660万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円とする。

議案第96号、平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算。平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,147万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円とする。

議案第97号、平成30年度御船町水道事業会計予算。総則、第1条、平成30年度御船町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収入。第1款、水道事業収益3億2,655万2,000円。

支出。第1款、水道事業費用、3億1,061万3,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,482万9,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収入。第1款、資本的収入9,082万円。

支出。第1款、資本的支出4億3,564万9,000円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

(議会の議決を経なければならない、流用することのできる経費。)第7条、次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

他会計からの補助金。第8条、水道事業運営のため、一般会計からの補助を受ける金額は0円である。

議案第98号、債権の放棄について。地方自治法第96条第1項第10号の規定により、次のとおり町が保有する債権を放棄することについて、町議会の議決を求める。

放棄の理由。御船竹資源開発株式会社については、平成26年7月3日に熊本地方裁判所において、破産手続き開始決定がなされて以降、破産管財人による破産財団に属する財産の換価業務が進められてきたが、平成29年3月17日、御船町を含む債権者への配当実施(うち御船町への配当金660万326円)の後、平成29年3月27日付けで破産手続き終結の決定に至った。破産管財人による財産調査及び換価の経過、破産手続き終結に鑑み、御船竹資源開発株式会社からこれ以上の債権回収は見込めないことから、これから返還請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。

議案第99号、御船町スポーツセンター指定管理者の指定について。御船町スポーツセンターについて、次のように指定管理者を指定するものとする。

提案理由。指定管理者の指定をするためには、地方自治法第244の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第100号、町道の路線廃止について。道路法第10条第3項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止する。

提案理由。町道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第101号、町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

提案理由。町道の路線認定については、道路法第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

同意第3号、御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について。御船町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

- 1、住所、御船町大字水越3275番地。
- 2、氏名、藤本裕二。
- 3、生年月日、昭和30年9月10日生まれ、満59歳。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、詳細説明を行いたいと思います。議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。

御専第2号です。町道万ヶ瀬原線の事故における損害賠償額の決定についてであります。

概要につきましては、町道敷きにおける車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものであります。

相手方につきましては、熊本市在住の方です。損害賠償額が4万2,487円です。事故状況につきましては、平成29年11月4日、相手方が町道万ヶ瀬原線を自家用車で通行中に発生したものでありまして、熊本地震の災害復旧工事は完了してはいたのですが、道路部分が盛り上がっていたために、接触してしまい、損傷したものであります。

なお、示談日につきましては、平成30年2月7日であります。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。御専第3号です。同じく町道中央線の事故における損害賠償額の決定についてであります。

概要につきましては、町道敷きにおける車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものであります。

相手方につきましては、熊本市在住の方です。損害賠償額が27万1,882円です。

事故の状況です。この事故につきましては、平成28年8月24日、午後7時45分ごろ、相

手方が町道中央線を自家用車で通行中に発生したものであり、マンホールぎわの擦り付け舗装部分の勾配において車体がバウンドして車体の前庭部を打ち付け損傷したものであります。

なお、示談日につきましては、平成30年2月21日であります。

続きまして、10ページをお願いいたします。御専第4号です。工事請負変更契約の締結についてであります。御船町スポーツセンター震災復旧工事につきましては、以下のとおり請負変更契約を締結しております。

工事名が御船町スポーツセンター震災復旧工事。

工事内容です。外壁ひび割れ補修が、変更前が531メートル、変更後が675メートル。タイル浮きの補修が変更前が20.4平方メートル、変更後が94.4平方メートルです。

工事場所については、木倉地内となります。

契約金額につきましては、変更前が2億3,263万2,000円、変更後が2億3,552万7,318円で、289万5,318円の増額となります。

契約の相手方につきましては、熊本市中央区水前寺公園28番43、501号の坂口建設株式会社であります。

続きまして、12ページをお願いいたします。同じく工事請負変更契約の締結についてであります。御専第5号です。中原団地地区宅地耐震化推進活動崩落対策施設（その1）工事につきましては、次のとおり請負変更契約を締結しております。

工事名が、中原団地地区宅地耐震化推進活動崩落対策施設（その1）工事であります。

工事内容につきましては、側溝の撤去、再設置であったものを撤去仮置きとするもの。それから、深層混合処理杭の固化材の変更をしております。

工事場所につきましては、辺田見地内です。

変更前の契約金額が5,275万8,000円、変更後が5,109万3,048円、166万4,952円の減額となります。

契約の相手方につきましては、大字高木4848-1、やすらぎ明和復旧復興建設工事共同企業体であります。

続きまして、議案第63号です。御船町総合計画第12期基本計画の変更についてでありますけれども、御船町の総合計画の中につきましては、震災に係る復興計画の部分を第4章の第3部としてこの総合計画の中に追加をいたしております。

続きまして、14ページです。議案第64号です。工事請負契約の締結について。災害関連地域防災崖崩れ対策（上野①）工事について、次のとおり請負契約を締結する案件として提出しております。

工事名が、災害関連地域防災崖崩れ対策（上野①）工事です。これも熊本地震により発生した崖崩れによって、擁壁に被害が生じたため、その対策工事を行うものであります。

工事場所については、上野地内です。

契約金額が1億3,284万円。

契約の相手方につきましては、御船町大字七滝2062番地、有限会社井本土木建設であります。

続きまして、議案第65号です。16ページをお願いいたします。御船町保育所条例の一部改正であります。

提案理由でもありましたとおり、高木保育園が民営化することに伴いまして、条例中の第2条の表に高木保育園とあるものを削除するというものになります。

続きまして、議案第66号です。御船町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する一部改正であります。この条例の一部改正につきましては、別表の中の健康づくり地区推進委員の項を削りまして、同表中、健康づくり推進協議会委員の次に健康づくり地区推進委員を加え、なおかつ従前の4,500円を4,000円に改めます。それから、同表中の消防団員の項の中の年額1万6,800円を年額2万円に改めるというものであります。

続きまして、議案第67号です。御船町職員の定数に関する条例の一部を改正であります。第2条第1項中の町長部局に属する職員の定数の150人から170人に改めることとしております。熊本地震等におきます任期付き職員等の採用を行っている関係でこの定数を改正したいというふうに考えているところです。

続きまして、議案第68号、21ページからになります。御船町嘱託員の設置並びに報酬等に関する条例の一部を改正であります。先ほど提案理由の中にありましたとおり、区内調整員を新たに設けることとしております。その区内調整員に係る設置を第1条に1項加えます。さらに、その区内調整員に係る職務についての規定を第4条にその1項を加えるものであります。さらに、23ページ、24ページを御覧いただきたいと思います。そこで、従前の嘱託員の報酬、それから新たな区内調整員の報酬並びに両者の旅費に関するものをそこに別表として記載をしております。

次に、議案第69号です。御船町平成28年熊本地震復興基金条例の制定であります。第1条から第7条までの条文を設けております。これは、熊本地震におきます県の復興基金、創意工夫分の財源を約5億円ほど、それを財源として積み立てをするということとしております。

続きまして、28ページからになります。中身は29ページですけれども、議案第70号です。御船町公共施設等整備基金条例の新規制定となります。これも先ほどの基金条例と同じように、第1条から第7条までの条文を設定しております。この基金の原資につきましては、地震によって被害を受けた建物、これ保険に加入しておりましたので、その見舞金をこの積み立ての原資とすることとしております。

続きまして、31ページからになります。議案第71号です。御船町情報公開条例及び御船町個人情報保護条例の一部を改正であります。御船町情報公開条例並びに御船町個人情報の保護条例の一部改正なんですけれども、これは国の法律並びに省令が改正されたことに伴いまして、それに合わせた文言の調整を行うということになります。

続きまして、34ページからになります。議案第72号、御船町立社会教育センター施設の配置及び管理に関する条例の一部改正であります。これは提案理由でもありましたとおり、旧滝水中の体育館、それから旧七滝中学校の体育館、これを地震の影響によりまして解体撤去いたしておりますので、表中の中からその2つを削除するということとなります。

続きまして、議案第73号です。37ページになります。御船町国民健康保険条例の一部改正であります。これは、保険者が町から県に移行したということに伴いまして、必要な文言の調整をするというものであります。

続きまして、議案第74号、39ページとなります。御船町介護保険条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、第7期の御船町介護保険事業計画を策定しております。その策定に合わせまして、多少の保険料の増額を伴うこととなりますので、今回その内容を提出するということとしております。

続きまして、議案第75号です。御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてということで、新規制定となります。これにつきましては、平成30年度からこの権限移譲によりまして、これまで都道府県でやっておったものが市町村に移譲されるということになりまして、それに伴います町での新規条例の制定ということとなります。

続きまして、58ページからです。御船町地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。これも先ほど提案理由の中でもありましたとおり、関係する法律、それから厚生労働省令が改正をされております。その改正に沿った内容での条例の一部改正ということとなります。

続きまして、70ページからなります。議案第77号です。御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。これも同様に、これは法律及び省令の改正によりまして、その改正内容に沿った条例の改正ということになります。

続きまして、73ページからとなります。御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。これも、その基準を定めてあります厚生労働省令が改正されておりますので、それに伴う改正ということになります。

続きまして、76ページからになります。議案第79号です。御船町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。御船町後期高齢者に関するこの条例の一部改正につきましては、広域連合でその事務を行っているわけですけれども、いわゆる住所地特例、これは熊本県から県外へ転出された方の住所地の特例として、引き続き従前の広域連合がその部分を担うということとなるものであります。

次に、78ページからになります。議案第80号です。吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正であります。79ページからその内容となりますけれども、まず今、センターハウス等の建設を進めておりますので、その完成後にそのセンターハウスの位置づけを条例上で行います。さらに、これを指定管理者制度に移行できることとするために、その指定管理者に関する条文をこの条例の中に新たに盛り込むという内容となります。

続きまして、81ページからなります。議案第81号です。御船町水道事業条例の一部改正であります。これにつきましては、手数料がその主な改正の内容というふうになっております。

以上、ここまでで一旦、私からの詳細説明を終わらせていただきます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私のほうから、議案第82号から議案第89号まで、各会計の平

成29年度補正予算について御説明を申し上げます。

予算書をお開きください。議案第82号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第6号）、議案書で説明いたします。今回の補正は、実績額を見込んだ補正と、熊本地震関連において国の補正予算が閣議決定されましたので、その分の追加補正予算が主なものとなります。

まず、12ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入になります。10款です。地方交付税、補正額マイナス2,391万円、補正後の金額は27億1,468万9,000円です。これは、特別交付税の減額となります。主な要因は、当初算定額は予算額で行っておりますが、対象事業の執行見込み額が縮小したことによる減額補正となります。

次に、12款分担金及び負担金、補正額1,850万7,000円、補正後の金額は1億3,182万7,000円です。主なものは、公立・私立保育園保育料が1,503万1,000円の増です。

次に、14款国庫支出金、補正額18億1,009万3,000円、補正後の金額は69億7,096万5,000円です。主なものとしましては、国が補正予算で対応していただいた災害公営住宅建設補助金10億772万3,000円。砂防効果促進補助金2億9,015万円。公共土木施設災害復旧国庫補助金4億6,955万1,000円などです。

次に、15款県支出金、補正額が6億5,889万7,000円、補正後は23億1,873万6,000円です。主なものは、平成28年熊本地震復興基金に係る創意工夫分5億2,595万1,000円、災害救助法適用委託金8,428万3,000円、農地農業用施設災害復旧負担金1億1,031万5,000円などです。

次に、18款繰入金です。歳入歳出の調整として、財政調整基金へ6,885万6,000円の戻し入れを行っております。補正後の金額が4億4,213万5,000円になります。

次に、21款町債、補正額マイナス1億1,630万円、補正後の金額は50億8,367万2,000円となります。主な要因は、公共土木施設災害復旧事業等に係る国の補助率の増高による地方債借入額の減額補正となります。

次に、歳出になります。13ページを御覧いただきたいと思います。2款総務費、補正額5億3,066万円、補正後の金額は18億9,917万5,000円です。主なものは、平成28年熊本地震復興基金積立金5億673万1,000円です。

次に、3款民生費、補正額1億944万3,000円、補正後の金額は34億7,316万円です。主なものは、介護保険特別会計繰出金1,422万7,000円、私立保育所・認定こども園運営費4,044

万3,000円、平成28年度災害救助費負担金8,179万9,000円などです。

次に、7款土木費、補正額11億500万7,000円、補正後の金額は23億520万1,000円です。主なものは、災害公営住宅建設に係る不動産購入費10億9,043万6,000円、町営住宅解体工事費4,202万4,000円です。

次に、10款災害復旧費、補正額6億9,657万1,000円、補正後の金額は47億3,814万1,000円です。主なものは、砂防効果促進事業工事請負費5億6,000万円、宅地耐震化推進事業工事費4,800万円、平成28年災補助災害復旧工事請負費2億60万9,000円です。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第83号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

5ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書の歳入になります。主なものを申し上げます。1款国民健康保険税、補正額マイナス4,897万8,000円、補正後の金額は3億4,327万5,000円です。これは、震災による半壊以上の世帯に係る保険税の減免が9月まで延長されたことによるものです。

次に、5款国庫支出金、補正額マイナス2,123万2,000円、補正後の金額は9億3,232万1,000円となります。これは、震災に係る保険税減免分は国からの特別調整交付金として措置されますが、見込みより少なかったため今回減額を行うものです。

次に、9款共同事業交付金、補正額8,331万8,000円、補正後の金額は7億631万8,000円です。

6ページに移ります。歳出です。7款共同事業拠出金、補正額マイナス2,180万8,000円、補正後の金額は6億4,074万5,000円です。

11款諸支出金、補正額2,083万4,000円、補正後の金額は2,894万8,000円です。

以上で、国保特会の説明を終わります。

次に、議案第84号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。3款国庫支出金、補正額7,836万9,000円、補正後の金額は5億2,412万7,000円です。これは、介護給付費の増に係る補正となります。

次に、4款支払基金交付金、補正額3,444万9,000円、補正後の金額は5億1,141万9,000

円です。これも、介護給付費の増に係る補正となります。

8 款繰越金、補正額8,596万1,000円、補正後の金額は9,869万5,000円です。前年度決算に係る繰越金となります。

5 ページに移ります。歳出です。2 款保険給付費、補正額 1 億523万円、補正後の金額は17億612万3,000円です。これは、認定者の増による給付費の増額補正となります。

4 款基金積立金、補正額4,810万9,000円、補正後の金額は4,811万円です。

5 款諸支出金、補正額4,063万5,000円、補正後の金額は5,337万9,000円です。平成28年度介護給付費の国・県への返還金となります。

以上で、介護特会の説明を終わります。

続きまして、議案第85号、平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

4 ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書の歳入になります。主なものを申し上げます。1 款後期高齢者医療保険料、補正額マイナス684万2,000円、補正後の金額は1 億1,603万5,000円です。これは、震災による半壊以上の世帯に係る保険料の減免が9月まで延長されたことによるものです。

3 款繰入金、補正額マイナス455万3,000円、補正後の金額は7,661万3,000円です。

5 ページに移ります。歳出です。2 款後期高齢者医療広域連合給付金、補正額マイナス981万1,000円、補正後の金額は1 億8,491万8,000円です。これは、保険料の減に伴い、連合会への給付金が減額となったものです。

以上で、後期高齢者医療特会の説明を終わります。

続きまして、議案第86号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

4 ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入となります。主なものを申し上げます。1 款入場料、補正額マイナス84万円、補正後の金額は145万8,000円です。

2 款使用料、補正額マイナス93万円、補正後の金額は240万1,000円です。これは、入場料使用料とも大雨、台風など天候不良や災害復旧に伴う県道・町道の交通止めによる入場者の減によるものと考えられます。

5 款繰越金、補正額121万6,000円、補正後の金額は175万6,000円です。前年度決算に係る繰越金です。

5 ページに移ります。歳出です。1 款総務費、補正額マイナス55万4,000円、補正後の金額は1,474万4,000円です。これは、非常勤職員及び作業員の勤務実績見込み額に合わせた減額補正となります。

以上で、緑の村特会の説明を終わります。

次に、議案第87号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入になります。3 款国庫支出金、補正額マイナス2,634万5,000円、補正後の金額は1,100万円です。

7 款町債、補正額マイナス1,160万円、補正後の金額は8,900万円です。国庫支出金、町債とも災害復旧工事の確定による減額補正となります。

7 ページに移ります。2 款施設整備費、補正額マイナス3,508万6,000円、補正後の金額は3,620万3,000円です。これも、災害復旧工事費の確定に係る減額となります。

以上で、公共下水道特会の説明を終わります。

続きまして、議案第88号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

4 ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。4 款諸収入、補正額65万7,000円、補正後の金額は156万2,000円です。これは、消費税還付となります。

5 款繰入金、補正額マイナス95万6,000円、補正後の金額は3,685万3,000円です。これは、一般会計からの繰入金の減額となります。

5 ページに移ります。歳出です。1 款総務費、補正額マイナス51万円、補正後の金額は1億315万8,000円です。これは、震災の影響により歳出が膨らみ消費税が還付となったものであります。

以上で、情報特会の説明を終わります。

続きまして、議案第89号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出に係る収入になります。

1 款水道事業収益、補正額マイナス373万円、補正後の金額が3億3,121万円です。主なものを申し上げます。水道料金マイナス624万円、加入金235万6,000円です。

3ページをお願いいたします。支出になります。1款水道事業費用、補正額マイナス37万6,000円、補正後の金額が3億4,133万5,000円です。主なものを申し上げます。路面復旧費221万4,000円、給料マイナス59万2,000円などです。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出に係る収入になります。1款資本的収入、補正額マイナス336万8,000円、補正後の金額は364万7,000円です。主なものは、補償費がマイナス336万8,000円となっております。

5ページを御覧ください。歳出になります。1款資本的支出、補正額マイナス82万1,000円、補正後の金額は2億1,442万5,000円です。これは、秋只橋災害復旧工事費の減額となります。

以上で、平成29年度補正予算の説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案第90号から議案第97号まで、平成30年度当初予算に係る各会計の説明を行います。各会計における予算説明時に詳細な説明は各課長が行いますので、私からは本年度予算額と前年度予算額の比較に対する主な増減要因の説明とさせていただきます。

それでは、議案第90号、平成30年度御船町一般会計予算について説明いたします。

予算書の12ページを御覧いただきたいと思います。12ページの一番下のほうになりますけれども、本年度の予算総額120億1,015万6,000円で、前年度予算額139億9,237万6,000円と比較しますとマイナス19億8,222万円、率にして14.2%の減となりました。減額の主な要因は、4款衛生費マイナス37億7,932万円です。これは、熊本地震災害に伴う家屋等の解体に係る産業廃棄物処理委託料、収集運搬費用19億3,786万6,000円の減額並びに熊本地震災害に係る家屋解体等委託料18億4,821万6,000円の減額となります。また、7款土木費14億4,263万8,000円の増額要因は、災害公営住宅建設費15億6,304万6,000円の増となっております。

本年度予算総額は120億1,015万6,000円となりますが、平成29年度から30年度へ繰り越した明許期繰越分が61億5,373万7,000円ありましたので、合わせた181億6,389万3,000円を平成30年度で執行することになります。

続きまして、議案第91号、国民健康保険事業特別会計予算を御覧いただきたいと思ます。

予算書の6ページをお開きください。6ページの一番下になります。本年度予算総額は23億4,260万6,000円、前年度予算額が28億592万9,000円と比較しますとマイナス4億6,332

万3,000円、率として16.5%の減額となりました。減額の主な要因は、国民健康保険事業につきましても、平成30年度から県広域化となり、県が財政運営の主体となることから、歳入の国庫支出金やその他の交付金について、県が直接受け入れることとなります。そのため、歳出では各種納付金や拠出金の支出を要しないため、全体として減額となっております。

次に、議案第92号、介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

6ページをお開きください。本年度の予算総額19億2,994万1,000円で、前年度補正予算額17億6,886万6,000円と比較しますと1億6,107万5,000円の増、率にして9.1%の増額となっております。増額の主な要因は、認定者の増による保険給付費が伸びたことによるものです。

次に、議案第93号、後期高齢者医療事業特別会計予算について説明申し上げます。

5ページを御覧いただきたいと思います。本年度予算総額2億2,126万5,000円、前年度予算額2億1,057万5,000円と比較しますと1,069万円の増、率にして5.1%の増額となっております。増額の主な要因は、75歳以上の後期高齢者医療対象者の増による保険料負担金の増額によるものです。

次に、議案第94号、緑の村運営事業特別会計予算について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。本年度予算総額は5,271万3,000円です。前年度予算額1,545万8,000円と比較しますと3,725万5,000円の増、率にして241%の増額となっております。増額の主な要因は、吉無田高原緑の村キャンプ場トイレ建設に係る工事となります。

次に、議案第95号、公共下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。

6ページをお開きください。本年度予算総額は4億8,660万3,000円、前年度予算額は4億7,590万2,000円と比較しますと1,070万1,000円の増、率にして2.2%の増額となっております。増額の主な要因は、老朽化した上水センターの汚水ポンプ及びスクリーンユニット更新に係る工事となります。

次に、議案第96号、情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。本年度予算総額は7,147万4,000円です。前年度予算額5,523万5,000円と比較しますと1,623万9,000円の増、率にして29.4%の増額となっております。増額の主な要因は、センター局ネットワーク機器更新及び熊本地震に伴う移設工事の増と

なります。

次に、議案第97号、水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書を御覧ください。4ページをお開きください。収益収入及び支出の収入になります。主なものを申し上げます。1款水道事業収益、本年度予算額3億2,655万2,000円です。前年度予算額3億2,306万2,000円に比べまして349万円の増額となっております。

主な増額要因は、5ページの長期前受金戻し入れとなっております。

次に、7ページに移ります。支出になります。1款水道事業費用、本年度予算額3億1,061万3,000円です。前年度予算額3億2,306万2,000円に比べ1,244万9,000円の減額となっております。主な減額要因は、13ページをお願いいたします。一番下になります。支払利息及び企業債取扱い諸費の減額並びに14ページをお願いいたします。14ページの上のほうになりますけれども、消費税納付金の減額ということになっております。

次に、15ページに移ります。資本的収入及び支出の収入になります。1款資本的収入は、本年度予算額が9,082万円です。前年度予算額9,707万6,000円に比べ625万6,000円の減額となっております。主な減額要因は、企業債償還額の減額となっております。

17ページに移ります。資本的支出になります。1款資本的支出、本年度予算額4億3,564万9,000円です。前年度予算額2億1,080万円に比べ2億2,484万9,000円の増額となっております。主な増額要因は、総排水工事費の工事請負費1億2,389万1,000円及び施設整備費の上水道中央監視室システム改修工事費1億6,000万円です。

以上で、平成30年度当初予算の説明を終了します。

○総務課長（吉本敏治君） 議案について御説明いたします。

議案書の86ページを御覧いただきたいと思っております。議案第98号です。債権の放棄についてであります。このことにつきまして、まず放棄する債権の内容について、少し説明を加えたいと思っております。御船町が御船竹資源開発株式会社に対し、平成20年度地域バイオマス利活用補助金として交付した2億9,279万3,000円について、自己資金確保の不履行及び本件補助事業の目的達成不能を原因として、御船町補助金交付規則第7条に基づき、当該補助金の交付を取り消す決定をした上、平成22年12月20日を期限として返還を命じたことによる不当利得返還請求権に基づく請求があったわけなんですけれども、その放棄する債権額としましては、2番で書いておりますとおり2億8,557万6,856円となります。

放棄の理由につきましては、先ほど提案理由の中で町長が申しましたとおりです。

87ページのその具体的な放棄する金額の内容につきまして計算式を載せておりますので、その部分を御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第99号です。88ページになります。御船町スポーツセンターの指定管理者の指定についてでありますけれども、まずこの指定管理者、平成29年度で一旦切れましますので、今回新たに指定管理者としまして、引き続き熊本市中央区新町1丁目3番8号、名称が御船町スポーツセンター等施設管理運営共同企業体に平成30年4月1日から平成33年3月1日までを指定期間として、新たに今回議案として提出しているものであります。

続きまして、89ページです。議案第100号です。町道の路線廃止についてであります。路線番号第4号の万ヶ瀬増見鶴線を一旦町道として廃止を行いたいということで、今回議案として提出しております。

続きまして、90ページの議案第101号です。今度は道路の路線認定になります。町道の路線認定です。先ほど廃止しました第4号の万ヶ瀬増見鶴線の起点・終点があるわけなんですけれども、その起点を変更しまして、廃止した部分から起点を変更して新たに町道として認定するというものとなります。また、路線番号159号につきましては、今城中辺田見線、これにつきましては旧国道であったわけですが、バイパスが完成したことによりまして、以前に覚書を県と交わしておりますけれども、その覚書に従いまして今回町道として認定するというものとなります。

最後に、91ページになります。同意第3号です。先ほど提案理由でありましたとおり、藤本裕二さんについて、今度専任の同意案を出すものでありますけれども、議案説明書の最後のページの106ページを御覧いただきたいと思います。この藤本さんに対する経歴等をそこに掲載をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 散 会